

香美町農業委員会総会(第1回)議事録

1 開催日時 令和2年4月20日(月) 9:30～11:17

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番 亀村 庄二
会長職務代理者	2番 田中 市郎
委員	3番 古川 功児
	4番 橋本 幸長
	6番 中村 彰男
	7番 田中 敬二
	8番 東垣 典雄
	9番 橋 秀夫
	11番 山本 太一
	12番 前田 精一
	13番 中村 成一
	14番 山本 薫

4 欠席農業委員(2人)

5番 門垣 日出男
10番 黒野 昭博

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

副代表	1番 中川 君雄
	2番 高田 勝
	3番 青山 政行
	4番 原 君枝
	5番 小林 正樹
	6番 井口 貞明
	7番 田野 豊博
	8番 東垣 泰彦
代表	9番 藤原 敏和
	10番 久保井 理貴

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1	会期の決定	4月20日 1日間
第2	議事録署名委員の指名	
第3	報告	合意解約通知書について
第4	議案第1号	非農地証明願承認について
第5	議案第2号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
第6	議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第4号	香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 博文
事務局次長	福島 功
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は2番「田中市郎委員」と3番「古川功児委員」にお願いしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、2番「田中市郎委員」と3番「古川功兒委員」よろしくお願いします。
議 長	報告事項1番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を40件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第1号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから15ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願について、4月15日に現地調査委員であります「山本太一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、国道9号ハチ北口交差点をハチ北スカイバレー方面に3km弱進みますと右側の方に町道高坂ハチ北線に合流するところがあります。そこを町道高坂ハチ北線を50mほどあがった左手にあります。 現況写真をご覧ください。現地には電柱が立っているところに昭和51年度に地滑り対策でボーリングをしまして、その集水井をそこに設置しています。その後、町道高坂ハチ北線の拡幅工事に伴いまして高さ1mぐらゐの段差がついて、申請地への進入路もつけていただいたようですが角度が45度以上の急こう配の進入路になっており、そのままではトラクターも上がらず耕作ができないことから、山桜を植林され現在に至っています。地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、議案第1号 番号2番の非農地証明願について、4月15日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、JR香住駅から北に100mほど先にある七日市交差点を西側にいきたすぐのところにあります。 申請内容は、昭和52年頃から店舗兼住宅として宅地化しておりまして、農地でなくなってから20年以上経過しております。地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、議案第1号 番号3番の非農地証明願について、4月15日に現地調査委員であります「前田精一委員」と「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住小学校の真裏で、海に向かって5mほど道を渡ったところにあります。 申請内容は、昭和52年頃から駐車場として利用されており、地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①16ページから19ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第2号の申請について、4月15日に現地調査委員であります「山本太一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地は、県道香住村岡線沿いで、香住の方からきますと県道と旧道の分かれ道から50mぐらい県道を進んだ右手の沿道にあります。 申請内容ですが、申請地は今まで譲受人が耕作管理をされておりましたが、不在地主である譲渡人からの要望に譲受人が応えたもので所有権移転のための申請です。
議 長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第6 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定します。
議 長	次に、日程第7 議案第4号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。農業振興整備計画については、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項第1号で農用地として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めております。農業振興地域整備計画の変更は町長が決定するものですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見照会を必要とします。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。続きまして、農林水産課の農振担当に計画変更の内容について説明をさせます。
農林担当	「農用地区域除外申出書」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第4号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は異議なしとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、議案第4号「香美農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は変更案のとおり異議なしとし、意見書を提出します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟